

耐震偽装事件に 何を問うべきか — 本当の黒幕は誰だ —

耐震工学研究会
高山 峯夫
(福岡大学)

耐震偽装問題の経緯(1)

- 1990.5 姉齒秀次元1級建築士が設計事務所を千葉県に開設
- 2005.10.20 東京都足立区のマンションをめぐりイーホームズの内部監査で偽装発見
- 2005.10.25 イーホームズ本社で会合、姉齒元建築士が偽装を認める
- 2005.10.27 ヒューザー本社に関係者が集まり、対応策を協議
- 2005.10.28 ヒューザーが「グランドステージ藤沢」の17戸を引き渡し

耐震偽装問題の経緯(2)

- 2005.10末からイーホームズは国交省に報告
- 2005.11.15 ヒューザーの小嶋進社長が伊藤公介元国土庁長官の仲介で国土交通省を訪問
- 2005.11.17 国交省が問題公表
- 2005.11.24 国交省が聴聞。姉齒元建築士は「取引先から鉄筋量を減らせと指示された」と弁明
- 2005.11.29 衆議院国土交通委員会の参考人質疑で、ヒューザー、木村建設側が偽装関与を否定

耐震偽装問題の経緯(3)

- 2005.12.5 国交省が姉齒元建築士を刑事告発
- 2005.12.6 分譲マンション住民への支援策発表
- 2005.12.14 衆議院国土交通委員会が姉齒元建築士を証人喚問
- 2005.12.20 警視庁などの合同捜査本部が家宅捜索

耐震偽装問題の経緯(4)

- 2006.1.17 衆議院国土交通委員会が小嶋社長を証人喚問
- 2006.2.8 福岡市のマンションで姉齒元建築士以外の建築士による偽装を市が指摘
- 2006.2.16 東京地裁がヒューザーの破産手続き開始を決定
- 2006.2.22 国交省の社会資本整備審議会基本制度部会が中間報告を公表
- 2006.2.23 衆議院政治倫理審査会が伊藤元長官を審査

耐震偽装問題の背景

- 建築行政の放任、欠陥建築問題
- 設計・施工の一括請負
 - 設計、施工、監理における役割分担
- 建築士の施工業者への従属
- 多重下請けの構造
- 知識・情報の偏在（専門家—消費者）
- 民間確認検査機関における不当な競争

現状の認識(1)

- 耐震性が劣る建物は偽装物件だけか？
 - 既存不適格建築、欠陥住宅
- 設計者・技術者の能力
- 確認検査機関の審査能力
- 談合、癒着、天下り、既得権
- 基準やマニュアル、プログラムへの依存
- 性能設計、性能規定化と言いながら、建築物の性能は置き去り

現状の認識(2)

- 日本建設業団体連合会 梅田卓夫会長
 - 「官製談合と天下りは一般に直接結びつくものではない。談合のための天下りでは、という考えは、いかがなものか」
- 設計・施工は分離できるか？



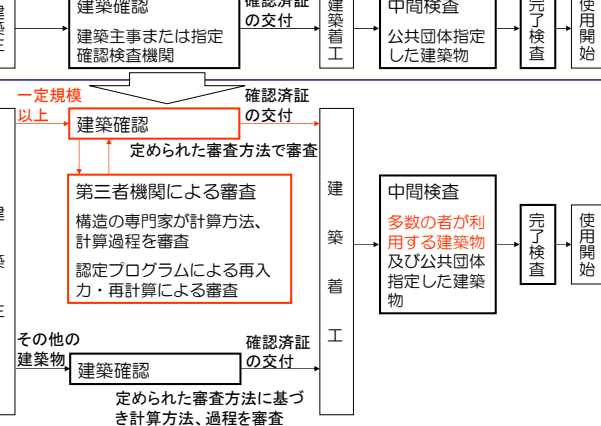
建築ジャーナル2006.1月号より

国交省審議会の中間報告(1)

- 建築確認での構造計算書の審査を厳格化
- 施工途中の中間検査を義務づけ
- 地方自治体の民間の指定確認検査機関への監督権限を強化
- 重大な違法行為を行った建築主に懲役刑導入など建築基準法の罰則強化、設計で不正行為をした建築士に新たな罰則を建築士法で設ける

国交省審議会の中間報告(2)

- 住宅購入者保護のため責任保険の加入を売り主などに義務づけ
- 住宅性能表示制度の充実、強化
- 処分を受けた建築士の氏名を公表
- 建築確認書類の保存期間を大幅延長



中間報告のパブコメから

- 耐震偽造だけに限らず、法令全体にわたって言及すべき
 - 今回の施策は、建築確認・検査制度、建築士制度の見直しを含んでおり、限定されていない
- 審査・検査の厳格化ばかり目に付く。さらに責任転嫁、高コスト、非効率の体制を助長するだけである。
 - 建築物の安全性を確保するためには、建築確認・検査の厳格化は最低限必要な措置

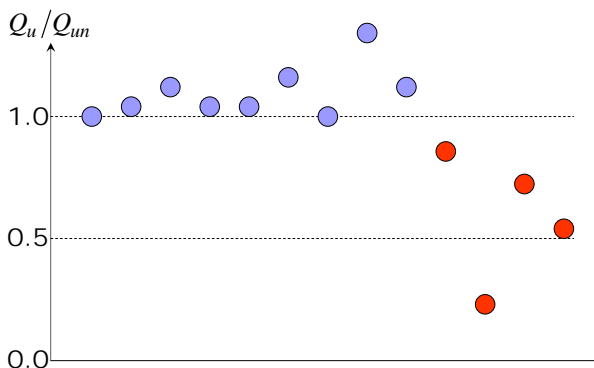
中間報告の問題点

- 認定プログラムへの過度の依存
 - 現在認定プログラム数は106
 - 一貫構造計算プログラムで対応できない新構法、新技術の開発阻害
- 構造計算や確認という入口部分の厳格化
- 施工や完成した建物性能については？
- 第三者機関は屋上屋を架すだけ？
- 審査基準のマニュアル化、法定化は無責任体制を助長しないか？

審査・検査の厳格化によって

- 計算ですべてが分かるという思い込み
 - 真の耐震性はよくわからない
 - 基準を守れば安全という幻想
 - 認定プログラム至上主義
- 基準法令に対応することが最優先
 - 構造設計者のやる気を喪失
 - 国への依存度が高まる
 - 責任の分担がますます不明確
 - いい建築物はできにくくなる

建築物の耐震強度



建築物の耐震性の検証

- 耐震強度をどのように計算したか
 - 使用したプログラムは何か
 - 解析モデルの妥当性は
- より高度な計算法で検証しないのか
 - 例えば、地震応答解析
 - 他の計算手法（限界耐力計算など）での検証はないのか
- 震度5強で倒壊との根拠は？

建築物の安全性とは

- 強度が1.0を超えていれば、安全？
- 国民が求める安全
- 基準法でいう安全
- 法令で規定される計算手法
 - 許容応力度等設計（保有水平耐力）
 - 限界耐力計算
 - エネルギー法
 - 時刻歴応答解析法

} 同じ耐震性？

信頼と責任

- 信頼とは、自分に向けられた期待を裏切ることが可能な時でも裏切らないし、相手もそうであると互いに信じること
- 責任（レスポンシビリティ）とは信頼に基づいて互いに応答が可能ということである
- 過去の責任を問われる場合に本質的なのは、その行為の理由（わけ）である。自分の行為の理由を問われたら、その問いかけに行為の理由を説明する。少なくとも説明しようと努力する姿勢である。

事実から考える

- **規範**：構造計算で耐震安全性を確保
- **事実**：本当の耐震安全性はわからない
- 規範から出発して事実に至るのではなく、事実から出発する
- 規範から出発する思考形式は現場にいない政治家や官僚にとっては容易
- この矛盾は現場が支えていた
- 使命感や職業倫理が空洞化、職人の消滅

事実からの逃避

- 規範と事実の関係がなし崩し的に曖昧な状態になる
- 何に対して、どういう責任を取るのかは、はじめから不明確
- 事実の世界からの逃避
- 社会（国民）は、自律・成熟できない？
- 個別社会の自治、個人の自立
- 情報開示と説明責任

いろいろな偽装（カモフラージュ）

- 国・行政：法律を守れば安全
- 専門家集団：難解な専門用語
- 事業者：マンションは建築？商品？
- 国民の意識：誰かが守ってくれる
- 確認・資格制度：官のお墨付き
- マスコミ：ジャーナリスト（権力の監視）
- 銀行：金余りと収益性による融資姿勢
- 金銭至上主義：安い、早い信仰

建築の自由よりよい建築をつくるために

- プロの自治
 - 公権力の不介入
 - 信頼を得るために
 - ピアチェック
 - ハンムラビ法典
- 官僚支配
 - 法による指導・統制
 - 安全の定義が必要
 - 何が安全かは法律によって定めないとけない



建築の「価格」 よりも「価値」を 問う社会へ